

- (16) 「施工企業」とは、事業者が、施工業務の全部又は一部を受託させ又は請け負わせる【 】、【 】、【 】、【 】、【 】をいう。
- (17) 「設計企業」とは、事業者が、設計業務の全部又は一部を受託させ又は請け負わせる【 】、【 】、【 】をいう。
- (18) 「対象施設」とは、学校に関し要求水準書（案）別紙 1 で指定された空調設備等設置及び屋根改修の対象となる施設をいう。
- (19) 「代表企業」とは、構成企業であり、かつ優先交渉権者を代表する企業である【 】をいう。
- (20) 「提案書」とは、優先交渉権者が本応募手続において市に提出した提案書類、市からの質問に対する回答書その他優先交渉権者が事業契約締結までに市に提出する一切の書類をいう。
- (21) 「提示条件」とは、本応募手続において、市が提示した一切の条件をいう。
- (22) 「暴排条例」とは、香川県暴力団排除推進条例（平成 23 年香川県条例第 4 号）をいう。
- (23) 「暴力団」とは、暴排条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。
- (24) 「暴力団員」とは、暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。
- (25) 「暴力団員等」とは、暴排条例第 2 条第 3 号に規定する者をいう。
- (26) 「募集要項」とは、本件事業に関し、令和 8 年 3 月 3 日に公表された高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業募集要項（公表後の変更を含む。）及びこれに関する質問に対する回答をいう。
- (27) 「募集要項等」とは、募集要項、要求水準書、事業者選定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）、様式集、その他応募手続に際して市が公表する（公表後の変更分を含む。）資料一式及びこれらに関する質問に対する回答をいう。
- (28) 「本件議決」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条で規定された高松市議会の議決をいう。
- (29) 「本応募手続」とは、本件事業に係る応募手続をいう。
- (30) 「屋根改修」とは、屋根断熱改修及び箱樋防水改修をいう。
- (31) 「優先交渉権者」とは、本応募手続により、優先交渉権者と決定された、代表企業である【 】及びその他の構成企業である【 】、【 】、【 】、【 】、【 】、【 】、【 】により構成される企業グループをいう。

（趣旨）

第 2 条 本協定は、本応募手続により、優先交渉権者が本件事業の事業者として選定されたことを確認し、事業者と市との間の事業契約締結のための市及び優先交渉権者の双方の協力その他本件事業の円滑な実施に必要な諸手続等について定めることを目的とする。

（市及び優先交渉権者の義務）

第 3 条 市及び優先交渉権者は、市と事業者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応し、高松市議会の議決を得て事業契約の効力が生じるように最善の努力をする。

2 優先交渉権者は、提示条件を遵守の上で提案書を作成し、市に対して提出したものであることを確認する。また、優先交渉権者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本応募手続に係る審査委員会及び市の要望事項を最大限尊重する。

（事業者の設立）

第 4 条 構成企業は、事業契約の仮契約締結予定日（令和 8 年 10 月下旬を予定）まで

に、募集要項等、提案書及び次の各号の定めに従い、本件事業の遂行を目的とする事業者を適法に設立し、設立登記の完了後速やかに、設立時取締役及び設立時監査役を、事業者から市に通知させる。その後、取締役又は監査役の改選（再任を含む。）がなされた場合も同様とする。なお、構成企業は、事業者の設立登記の完了後速やかに、事業者の商業登記簿謄本（又は現在事項全部証明書）及び認証済み原始定款の原本証明付き写しを事業者から市に提出させる。その後、登記事項又は定款が変更された場合も同様とする。

- (1) 事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社とし、その本店所在地は高松市内に設けるものとする。
 - (2) 事業者の資本金は、提案書に示された金額以上とする。
 - (3) 事業者を設立する発起人には、提案書に示された出資者以外の第三者を含めてはならない。
 - (4) 事業者の定款の目的には、本件事業に関連のある事業のみを記載する。
 - (5) 事業者は、会社法第 107 条第 2 項第 1 号イに定める事項について定款に定めることにより、事業者の全部の株式を譲渡制限株式とする。但し、会社法第 107 条第 2 項第 1 号ロに定める事項、会社法第 139 条第 1 項但書に定める事項及び会社法第 140 条第 5 項但書に定める事項については、事業者の定款に定めてはならない。
 - (6) 事業者は、会社法第 108 条第 1 項に定める「内容の異なる二以上の種類の株式」を発行してはならない。
 - (7) 事業者は、会社法第 109 条第 2 項に定める「株主ごとに異なる取扱いを行う」旨を定款に定めてはならない。
 - (8) 事業者は、募集株式の割当てに関する会社法第 204 条第 1 項に定める決定について、事業者の定款に会社法第 204 条第 2 項但書にある別段の定めを定めてはならない。
 - (9) 事業者は、募集新株予約権の割当てに関する会社法第 243 条第 1 項に定める決定について、事業者の定款に会社法第 243 条第 2 項但書にある別段の定めを定めてはならない。
 - (10) 事業者は、会社法第 326 条第 2 項に定める監査役の設定に関する定款の定めをおこななければならない。また、会社法第 389 条第 1 項に定める「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する」旨を定めてはならない。
- 2 構成企業は、必ず事業者に出資しなければならない。また、設立から事業契約の契約期間の終了時までを通じて、代表企業の有する事業者株式の議決権の割合は出資者中最大であり、かつ、構成企業全体の議決権の割合が総株主の議決権の過半数を維持しなければならない。また、契約期間中、構成企業は第 5 条の場合を除き、事業者の株式について譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることはできず、他の出資者をしてかかる処分をさせてはならない。
- 3 構成企業は、事業者の設立後速やかに、事業者の発行済株式総数と議決権総数並びに各出資者の持株数及び議決権数を市に報告し、事業者の株主名簿の原本証明付写しを市に提出する。
- 4 構成企業は、契約期間中、市の書面による事前の承諾なく、その有する事業者株式の議決権の総株主の議決権に対する割合を変更することはできず、他の出資者をして変更させてはならない。

(株式の譲渡等)

第 5 条 構成企業は、その保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定、又はその他の処分（以下「譲渡等」という。）を行う場合には、事前に書面による市の承諾を得な

ければならない。

- 2 構成企業は、前項に従い市の承諾を得て事業者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の原本証明付き写しをその担保権設定契約締結後速やかに市に提出する。
- 3 構成企業は、第1項の市の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、かかる譲渡の際の譲受人をして、当該譲渡と同時に、別紙1記載の様式及び内容の誓約書を市宛てに提出させる。
- 4 構成企業は、他の出資者が事業者の株式の譲渡等を行う場合には、当該出資者をして、前3項に規定される内容を遵守させるものとする。

(業務の委託、請負等)

第6条 構成企業等は、事業者をして、本件事業に関し、①空調設備等設置及び屋根改修の設計業務を設計企業に、②空調設備等設置及び屋根改修の施工業務を施工企業に、③空調設備等設置及び屋根改修の工事監理業務を工事監理企業に、④空調設備等の維持管理業務を維持管理企業に、⑤その他の業務を構成企業等のうちのいずれかに、それぞれ委託し又は請け負わせるものとし、設計企業、施工企業、工事監理企業及び維持管理企業はそれぞれ上記各業務を受託し又は請け負う。

- 2 構成企業等は、事業者をして、設計企業との間では設計業務着手日までに、施工企業及び工事監理企業との間では工事着工日の7日前までに、維持管理企業との間では維持管理業務の開始日の30日前までに、それぞれ各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結させるものとし、各契約締結日の14日前までに当該契約の契約書案を、また、各契約締結後7日以内に、当該契約書の原本証明付き写しを市に提出する。
- 3 設計企業、施工企業、工事監理企業及び維持管理企業は、前項に定める期限までに事業者との間でかかる各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結し、かつ、当該契約の締結により受託し又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。
- 4 設計企業、施工企業、工事監理企業及び維持管理企業は、契約期間中、事業者との間で締結する前2項の各契約上の地位について、市及びすべての構成企業等の事前の書面による承認がない限り、譲渡等を行うことはできない。
- 5 設計企業、施工企業、工事監理企業及び維持管理企業は、第2項及び第3項の各契約に基づき受託し又は請け負った業務を第三者に行わせる場合であっても、各契約に定める条件を遵守させなければならない。また、設計企業、施工企業、工事監理企業及び維持管理企業は、第2項及び第3項の各契約に基づき受託し又は請け負った業務の全部を第三者に行わせてはならない。

(構成企業等の連帯責任及び代表企業の義務)

第7条 代表企業は、構成企業等を統括し、構成企業等をして、本業務のうち前条第2項及び第3項に基づき構成企業等が事業者から受託し又は請け負った業務につき、法令、募集要項等及び提案書に従って誠実に履行させるとともに、事業者をして、本件事業に係る業務につき、法令、募集要項等及び提案書に従って誠実に履行させる義務を負う。

- 2 構成企業等は、前条第2項及び第3項に基づき当該構成企業等が受託し又は請け負った業務の範囲内で、事業者が市に対して負担する債務につき、事業者と連帯して当該債務を負担する。
- 3 空調設備等設置及び屋根改修の設計企業が複数存在する場合の設計企業は、自己以外の設計企業が当該業務に関して市に負担するすべての債務につき、それぞれ、当該設計企業と連帯して保証する責任(履行保証責任を含む。)を負うものとし、空調設備等設置及び屋根改修の施工企業、工事監理企業又は維持管理企業がそれぞれ複数存

在する場合についても同様とする。

- 4 本条各項の定めは、本協定、事業契約その他において、別途、構成企業等の連帯責任を定める規定を排除するものではない。

(事業契約)

第8条 市及び優先交渉権者は、令和8年10月下旬を目処として、募集要項に添付の事業契約書(案)の形式及び内容にて、高松市議会への事業契約に係る議案提出までに、市と事業者間で事業契約の仮契約を締結できるよう最大限努力する。

- 2 前項の仮契約は、高松市議会において本件議決を得たときに本契約として、その効力を生じる。但し、高松市議会において否決されたときは、仮契約は無効とする。
- 3 市は、募集要項に添付の事業契約書(案)の文言に関し、優先交渉権者から説明を求められた場合、募集要項等において示された本件事業の目的、理念に照らして、その条件の範囲内において、可能な範囲で趣旨を明確化する。
- 4 市及び優先交渉権者は、事業契約の締結(第2項に基づく本契約としての効力発生をいう。以下同じ。)後も、本件事業の遂行のために協力する。
- 5 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、本条第2項に基づき事業契約が本契約としての効力を生じるまでの間に、本応募手続に関して優先交渉権者に次の各号のいずれかの事由が生じたときは、市は事業契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができる。

- (1) 構成企業等のいずれか(構成企業等のいずれかが構成事業者である事業者団体を含む。以下、本号及び次号において同じ。)が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、排除措置命令を受けた構成企業等が行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、当該訴訟において請求却下若しくは請求棄却判決がなされ、当該判決が確定したとき、又は、排除措置命令を受けた構成企業等が同法第14条に定める出訴期間内に抗告訴訟を提起せず排除措置命令が確定したとき。

- (2) 構成企業等のいずれかが、独占禁止法第62条に規定する納付命令(以下「課徴金納付命令」という。)を受け、課徴金納付命令を受けた構成企業等が行政事件訴訟法第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起し、当該訴訟において請求却下若しくは請求棄却判決がなされ、当該判決が確定したとき、又は、課徴金納付命令を受けた構成企業等が同法第14条に定める出訴期間内に抗告訴訟を提起せず課徴金納付命令が確定(確定した当該課徴金納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)したとき。

- (3) 構成企業等のいずれかの代表者、会社役員若しくは代理人、使用人その他の従業者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき、又は、構成企業等のいずれか、それらの代表者、会社役員若しくは代理人、使用人その他の従業者について、独占禁止法第89条若しくは第95条第1項第1号(独占禁止法第89条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑が確定したとき。

- (4) 構成企業等のいずれかの代表者、会社役員若しくは代理人、使用人その他の従業者役員若しくは代理人、使用人その他の従業者が第1号から前号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。

- 6 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、本条第2項に基づき事業契約が本契約としての効力を生じるまでに、構成企業等のいずれかが、募集要項等において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、市は、事業契約を締結しないこと

ができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができる。但し、かかる場合であっても、市は、やむを得ないと認めた場合は、代表企業を除く構成企業等の変更又は追加を認めた上で、事業契約を締結することができる。

- 7 構成企業は、事業者を設立後、直ちに、別紙 2 の様式及び内容による出資者保証書を作成して市に提出する。

(暴力団等の排除措置)

第 9 条 市は構成企業等に対し、構成企業等の役員等（事業者及び構成企業等の役員又はその支店若しくは常時工事請負又は業務委託等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下、本条において同じ）の氏名その他の必要な情報の提供を求めることができ、これらの情報を警察に提供することにより構成企業等又はその役員等が暴力団又は暴力団員等であるかどうかについて意見を聴くことができる。

- 2 市は、前項の規定による意見の聴取により得た情報について、本件事業の実施以外の業務において暴力団又は暴力団員等の排除措置を講ずるために利用し、又は他の実施機関（高松市個人情報保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 37 号）第 2 条第 2 項に規定する実施機関をいう。）に提供することができる。

- 3 構成企業等は、事業者から第 6 条第 2 項及び第 3 項の各契約に基づき受託し又は請け負った業務を第三者に行わせようとする場合は、暴力団又は暴力団員等にこれを行わせてはならず、当該第三者が暴力団又は暴力団員等であることが判明したときは、直ちに、その旨を市に報告しなければならない。

- 4 構成企業等は、本件事業の実施に当たり、暴力団又は暴力団員等から業務の妨害その他不当な要求（以下この号において「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに、その旨を市に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行わなければならない。構成企業等が、事業者から第 6 条第 2 項及び第 3 項の各契約に基づき受託し又は請け負った業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けたときも、同様とする。

- 5 市は、構成企業等が、事業者から第 6 条第 2 項及び第 3 項の各契約に基づき受託し又は請け負った業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団又は暴力団員等であることが判明したときは、構成企業等に対し、事業者をして当該構成企業等において当該第三者との間で契約を締結させないよう求めることができ、当該構成企業等に対し、当該第三者との間で契約を締結しないよう求めることができる。

- 6 市は、構成企業等のいずれか又はそれらの役員等が次の各号に該当するときは、本協定を解除すること、若しくは事業契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができる。但し、かかる場合であっても、市は、やむを得ないと認めた場合は、代表企業を除く構成企業等の変更又は追加を認めた上で、事業契約を締結することができ、また、既に仮契約を締結している場合であっても代表企業を除く構成企業等の変更又は追加を認めた上で解除せずに存続させることができる。

- (1) 構成企業等のいずれか又はそれらの役員等が暴力団又は暴力団員等であることが判明したとき。
- (2) 構成企業等が事業者から第 6 条第 2 項及び第 3 項の各契約に基づき受託し又は請け負った業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団又は暴力団員等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。
- (3) 構成企業等が前項に規定する市の求めに従わなかったとき、又は前項に規定する構成企業等から受託し若しくは請け負う第三者が構成企業等の指示に従わなかったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、構成企業等が正当な理由なく本協定に違反し、そ

の違反により暴力団又は暴力団員等を利する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(契約期間中のその他の義務)

第 10 条 構成企業等は、事業者をして、次の各号に定める事項に従わせなければならない。

- (1) 事業者は、市の事前の書面による承諾なく、会社法第 743 条に定める組織変更を行わないこと。
- (2) 事業者は、市の事前の書面による承諾なく、他の株式会社の株式を取得しないこと。
- (3) 事業者は、市の事前の書面による承諾なく、他の合名会社、合資会社又は合同会社の社員とならず、他の組合(民法上の組合、匿名組合その他一切の組合を指す。)の組合員とならないこと。
- (4) 事業者は、市の事前の書面による承諾なく、会社法第 447 条に定める資本金の額の減少を行わないこと。
- (5) 事業者は、市の事前の書面による承諾なく、会社法第 748 条に定める合併、会社法第 757 条に定める吸収分割、会社法第 762 条に定める新設分割、会社法第 767 条に定める株式交換、会社法第 772 条に定める株式移転又は会社法第 774 条の 2 に定める株式交付を行わないこと。
- (6) 事業者は、市の事前の書面による承諾なく、会社法第 466 条に定める定款変更を行わないこと。
- (7) 事業者は、市の事前の書面による承諾なく、会社法第 467 条に定める事業譲渡を行わないこと。
- (8) 事業者は、市の事前の書面による承諾なく、事業契約上の市と事業者の債権債務関係が終了してから 1 年と 1 日を経過するまで、解散又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続その他倒産手続の申立を行わないこと。

(準備行為)

第 11 条 優先交渉権者は、事業者の設立の前後を問わず、また、事業契約締結前であっても、自己の責任と費用負担において、市と協議の上、市の承諾を得た事項について、本件事業の実施に必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で、優先交渉権者の費用における準備行為に協力する。

- 2 優先交渉権者は、前項に定める準備行為の結果(設計に関する打ち合わせの結果を含む。)を、事業契約締結後速やかに、事業者に引き継ぐ。

(事業契約不調の場合における処理)

第 12 条 優先交渉権者の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合(第 8 条第 5 項及び第 6 項並びに第 9 条第 6 項による場合を含む。以下本条において同じ。)、既に市及び優先交渉権者が本件事業の準備に関して支出した費用(但し、市については令和 8 年 3 月 3 日に公表された募集要項等の作成以降に要した費用とする。)はすべて優先交渉権者の負担とするほか、構成企業等は、連帯して、見積価格の 100 分の 5 に相当する金額の違約金を市に支払うものとし、他方、市は何らの責任も負わない。

- 2 事由の如何を問わず、優先交渉権者の責めに帰すべき事由なくして事業契約の締結に至らなかった場合、既に市及び優先交渉権者が本件事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とするほか、市と優先交渉権者との間には、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 3 事業契約の締結に至らなかった場合において、優先交渉権者は、公表済みの書類を除き、本件事業に関して市から交付を受けた書類及びその複写物をすべて返却しなければならない。
- 4 前項の場合において、優先交渉権者は、本件事業に関して市から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。この場合において、優先交渉権者は、返却した資料等の一覧表及び廃棄した資料等の一覧表を市に提出するものとする。

(違約金)

- 第 13 条 構成企業等は、事業契約締結後において、本応募手続に関し、第 8 条第 5 項各号のいずれかの事由が生じたときは、市が事業契約を解除するか否かにかかわらず、前条第 1 項の金額に加えて、連帯して、見積価格の 100 分の 10 に相当する金額に、事業契約上の業務の対価の支払が完了した日（事業契約上の業務の対価を分割して支払う場合において、その全部の支払が完了していないときは、当該構成企業等が第 8 条第 5 項各号のいずれかに該当した日の直前の支払日）を起算日とする事業契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に規定する財務大臣が指定する率により計算した遅延損害金を加算した額の違約金を市に支払う。契約期間終了後も同様とする。
- 2 前項の場合において、市が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について構成企業等に損害賠償請求を行うことができる。
 - 3 本条に定める構成企業等の市に対する債務は、事業契約書第 72 条第 6 項から第 8 項に定める事業者の市に対する債務と、金額の等しい範囲内で連帯債務の関係にあるものとする。

(秘密保持)

第 14 条 市及び優先交渉権者又は構成企業等は、本協定に関する事項につき、相手方の事前の書面による同意を得ずして、これを自己の役員及び従業員、自己の代理人及びコンサルタント、並びに本件事業に関し事業者に融資する金融機関及びその代理人以外の第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外に使用しないことを確認する。但し、裁判所その他公的機関により開示が命ぜられた場合、優先交渉権者が相手方に守秘義務を負わせた上で本件事業に関する資金調達に必要かつ合理的な範囲で開示する場合及び市が法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

(本協定の変更)

第 15 条 本協定は、当事者全員の書面での合意による場合にのみ、変更することができる。

(協定の有効期間)

第 16 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約の契約期間の終了時までとする。但し、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと市が判断して代表企業に通知した日までとする。本協定の有効期間の終了にかかわらず、第 12 条、第 13 条、第 14 条、本条及び次条の規定の効力は存続する。

(準拠法及び裁判管轄)

第 17 条 本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は高松地方裁判所とする。

(協議)

第 18 条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて市と優先交渉権者又は構成企業等の間で協議して定める。

以上を証するため、本協定書を●通作成し、市及び構成企業等は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

市： 高松市番町一丁目 8 番 15 号
高松市
代表者 高松市長 大 西 秀 人

代表企業：

構成企業等：

構成企業等：

構成企業等：

構成企業等：

構成企業等：

構成企業等：

構成企業等：

構成企業等：

構成企業等：

令和 年 月 日

(あて先)

高松市長 大西 秀人 殿

誓 約 書

令和8年 月 日付で高松市（以下「市」という。）及び （以下「事業者」という。）との間で締結された高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業 事業契約に関して、当社は、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。

記

- 1 当社は、本日現在、事業者の株式 株を保有していること。
- 2 当社は、保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定、その他の方法による処分を行う場合には、市から事前に書面による承諾を受けること。
- 3 前項の市の書面による承諾を得て、当社が株式を譲渡する場合には、譲受人に本誓約書と同じ内容の誓約書を作成させ、当該譲渡と同時にこれを市に提出すること。
- 4 当社が、事業者の株式について担保権の設定等の処分を行う場合には、担保権設定契約書等当該処分に係る契約書の写しを、その処分の終了後速やかに市に提出すること。

【住所】

【商号又は名称】

【代表者】

令和 年 月 日

(あて先)

高松市長 大西 秀人 殿

出資者保証書

令和8年 月 日付で高松市（以下「市」という。）と構成企業等との間で締結された高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業 基本協定に関し、構成企業等のうち、同基本協定書第4条第1項に基づき設立された （以下「事業者」という。）に出資した 、 、 及び （以下「当社ら」と総称する。）は、本日付けをもって、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。

記

- 1 事業者が、令和8年 月 日に会社法上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在、有効に存在すること。
- 2 本日における事業者の発行済株式の総数は、 株であること。その内訳として、 株は 、 株は が、 株は が、 株は がそれぞれ保有していること。
- 3 高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する事業者の株式を、第三者に対し譲渡し、又は同株式に担保権を設定する場合は、事前に、その旨を市に書面で通知し、市の書面による承諾を得ること。この場合において、譲渡を証する書類又は担保権設定契約書の写しを、当該行為の終了後速やかに市に提出すること。
- 4 前項に規定する場合を除き、当社らは、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分（以下「譲渡等」という。）を行わないこと。但し、市の承諾を得て当該株式の譲渡等を行った場合であっても、当該譲渡等後の議決権の保有割合等につき、令和8年 月 日付で市と当社らの間で締結された高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業基本協定書第4条第2項及び第4項の規定を遵守すること。また、この場合において、譲渡等を証する書類

又は担保権設定契約書の写しを、当該譲渡等の終了後速やかに市に提出すること。

(構成企業)

(構成企業)

(構成企業)

(構成企業)